

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

三 沢 市

2 構造改革特別区域の名称

三沢市英語教育推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

三沢市の全域

4 構造改革特別区域の特性

三沢市は、青森県の東南部に位置し、東は太平洋、西は小川原湖に接する豊かな自然に恵まれた都市である。小川原湖を中心とする周辺の湖沼群には、珍しい植物や野鳥が生息しており、とりわけ仏沼湿原は特別鳥獣保護区指定やラムサール条約登録を目指し手続きが進められている。青森県は三内丸山をはじめ縄文文化の宝庫として知られているが、三沢市でも小川原湖周辺には数多くの遺跡が発見され、貴重な縄文晩期の土器が出土している。また、三沢市は、古くから馬産地として発展し、明治時代には日本で初めて近代洋式牧場が開かれた場所である。

美しい自然や先人達から受け継いできた歴史・文化が息づく三沢市は、国際色豊かな都市としての一面も合わせ持っている。昭和6年、人類の夢をのせてミス・ビートル号が三沢の淋代海岸を飛び立ち、世界初の太平洋無着陸横断飛行に成功した。その出発地と到着地という関係から、三沢市はアメリカ合衆国ワシントン州ウェナッチ市及び東ウェナッチ市と姉妹都市を締結。毎年、中学生を中心とする親善使節団を派遣しており、両市からも使節団が三沢市を訪れ、市民との交流を深めている。

三沢市はまた、民間空港や航空自衛隊三沢基地、在日米軍三沢基地など全国有数の航空施設を有する「大空のまち」である。米国人も基地内外に多く居住していて、市内には、英語の標識や看板が多数設置されており、異国情緒あふれる国際都市としての表情も合わせ持っている。

三沢市は、人口43,784人に対して外国人登録者数444人、その他基地内外の米国人、軍属及びその家族をあわせて約10,000人が居住している（平成16年3月31日現在）。

市民と基地内米国人との交流もさかんで、「ジャパNDER」「アメリカンデー」などの祭りの開催、また基地内の大学に留学することができる制度も県国際交流協会が実施している。

こうした特色を活かした、「安らぎと潤いのある国際色豊かな文化都市」の創出を目指し、国際交流の促進、国際色豊かな人材の育成、国内外への情報発信を図る拠点施設となることを目的に、国際交流教育センターが建設され、三沢国際交流協会を中心に英

会話教室やフランス語教室、TOEFL講座等様々な国際交流事業が展開されている。

また、「国際色に彩られた賑わい商空間づくり」をテーマに、商工会や地元商業者と連携を図りながら中心市街地の活性化を進めている。商業街区「アメリカ村」の整備は、米軍三沢基地正面ゲート周辺に商店・飲食店などを集約するとともに、異文化を体感できる観光機能を合わせ持った商業空間を創造し、国際色豊かなふれあいのまちづくりを目指している。

一方、学校教育における事業としては、英語クラブについては平成元年度より、また、国際理解教育については平成5年度より市内全小学校に基地内の外国人を派遣する外国人講師派遣事業を展開している。また、平成13年度より市内全中学校に外国語指導助手(ALT)を派遣し、積極的にコミュニケーション能力の育成を図っている。さらに、小・中学生ホームステイ事業では、日米の児童・生徒が日本人家庭と基地内米国人家庭相互の家庭に2泊3日の日程でお互いにホームステイをし、交流を深めている。

学校の指定研究では、平成16年度から3年間、市内3小学校が英語活動の指定を受け、教育課程の研究及び公開授業に取り組んでいる。

このように、市民、学校、行政が一体となって、国際色豊かな三沢市の特性を活かし、国際感覚を身に付けた人材の育成を図っている。

5 構造改革特別区域の意義

三沢市は、第3次三沢市総合開発計画の基本理念と目指すべき都市像「安らぎと潤いのある国際色豊かな文化都市 - ハートフル みさわ - 」を掲げ、本市の恵まれた国際色、自然、歴史・文化を最大限に活用し、人間性豊かに生きがいのある個性的で文化的な「心ゆたかなまちづくり」を目指している。そして、それを実現するためには、国際色豊かな三沢市の特性を活かし、オリジナリティあふれる国際文化教育を展開して国際感覚を身に付けた人材の育成を図るとともに、国際理解教育の拡大に努め、国際化に対応する教育を一層具体的に展開していく必要がある。

そのためには、“未来からの留学生”である子ども達に、早期に英語に親しませることにより、国際感覚や世界共通語としての英語のコミュニケーション能力の素地を養い、国際交流活動の活性化と将来にわたって地域社会や国際社会に貢献できる青少年を育成することが重要である。

このような早期の英語教育への取り組みにより、関連する国際交流事業が活性化し、国際理解教育や英語教育に対する市民全体の関心が高まり、「安らぎと潤いのある国際色豊かな文化都市 - ハートフル みさわ - 」が実現される。

6 構造改革特別区域の目標

三沢市では、国際感覚を身に付け、国際社会に貢献できる青少年の育成を目指して、次代を担う子どもたちに早期に英語に慣れ親しませ、国際感覚とコミュニケーション能力を身に付けさせるため、学校教育法施行規則及び学習指導要領の「教育課程の基準」の特例を導入する特別の区域を設け、市内全小学校で英語教育を実施する。小学校学習指導要領に英語教育は位置づけられていないが、英語教育は、思考力が柔軟で臆せず話せる小学生から取り組ませることが大切であり、ネイティブスピーカーの外国語指導助

手・英語指導助手から生きた英語を学ぶことによって、国際感覚やコミュニケーション能力が育まれ、文部科学省が打ち出している『英語が使える日本人の育成構想』にかなうものとなり、全国へ波及する取組となる。そして、児童生徒の保護者や地域、さらには市民全体が国際理解教育や英語教育への関心を高め、自ら主体的に様々な国際交流事業を展開することによって、地域の国際交流活動の進展や活性化を図ることを目的としている。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的効果

(2) 社会的効果

小学校段階から英語に慣れ親しませ、国際感覚や英語のコミュニケーション能力を身に付けさせることによって、市内小・中学校の英語教育の充実が図られるとともに、市民の英語に対する興味・関心も高まり、英語が話せる市民の増加が期待できる。その結果、国際交流事業の推進に伴う産業・経済面での活性化、人的交流の増大による効果、地元企業に貢献できる人材の育成など、経済的・社会的活性化につながる。

早期に英語に慣れ親しみ、国際感覚や英語のコミュニケーション能力を身に付けることで、国際交流の場や国際社会の場でも臆することなく、主体的に活躍できる人材の育成が図られる。また、関連事業である中学校や高等学校との連携を通し、英語教育を更に充実させることで、国際系高等教育機関の設置などにむけて、児童生徒はもちろんのこと、保護者や市民の気運が高まることが期待できる。

小学校からの英語教育導入や英会話教室の実施、中学校・高等学校との連携によって、保護者や地域に国際社会づくりの意識が芽生え、新たな交流やネットワークが確立され、国際交流協会を中心とした更なる国際交流事業の進展が図られる。

(2) 経済的効果

三沢市内及び三沢米軍基地内に在住の外国人や民間人を英語指導助手(AET)として委嘱し、市内7小学校の全クラスに年間最大30時間派遣する。また、平成18年度開校のおおぞら小学校には、外国語指導助手(ALT)1名を駐在させ、全クラスで年間最大30時間の授業を行う。市内中学校5校については、もう1名の外国語指導助手と2人体制で指導の補助にあたる。

さらに、これまで行ってきた国際理解教育のための外国人講師派遣事業も継続させ、各校の希望に合わせてアジア・ヨーロッパ等様々な国の外国人講師を派遣する。このことによる経済の活性化への効果が期待できる。

到達目標は、次の項目を基準とする。

・事業実施初年度～2年後は、小学校卒業段階で「初歩的なコミュニケーションに必要な語句や簡単な表現を聞き、理解する。」など、児童英検「BRONZE」程度を目標とする。

・事業実施3年～4年後は、小学校卒業段階で、「日常生活での身近な事項に関する簡単な語句や表現を聞き、理解する。また、それに対して簡単に応答する。」など、児童英検「SILVER」程度を目標とする。

・事業実施5年後は、小学校卒業段階で、「日常生活での身近な事柄に関する語句

や表現を聞き、理解する。また、それに対して質問したり応答したりする。」など、児童英検「GOLD」程度を目標とする。

8 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

9 構造改革特別区域において実施またはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 関連事業

中学校英語教育との連携

- ・中学校において「選択教科等に充てる授業時数」を活用して、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る内容の授業を設定し、小学校と連携した英語教育を行う。また、その時間を活用して小学生と英語での交流を図る機会を設ける。
- ・中学校の英語科教員が学区の小学校の英語教育に参加することで、指導法や指導計画などの充実を図る。

基地内小学校との交流の推進

- ・基地内カミングス小学校との交流については、市立淋代小学校が姉妹校として全校で交流している他、市立木崎野小学校は6年生が交流学習を進めている。今後、他の市内小・中学校と基地内小・中学校との交流についても、インターネットやテレビ会議システムによる交流も含めて拡大を図る。

三沢市小・中学校英語教育推進委員会の設置

- ・小・中学校での英語教育の推進が図られるよう、市内の小・中学校から委員を選出し、学習指導指針や年間指導計画事例の作成、教材の選定等も含め、英語教育推進特区の目的達成のために必要な調査・研究・協議を行う会を設置する。
- ・上記の三沢市小・中学校英語教育推進委員会において、小学校英語活動科の目標及び内容、指導上の留意点等について示した学習指導指針等を作成する。

青森県立三沢高等学校英語科生徒との交流

- ・三沢高等学校英語科の生徒との交流の機会を設け、英語でのコミュニケーションを図る。

国際交流事業との連携

- ・外国人講師派遣事業との連携

平成5年度から実施している事業である。国際理解教育のために、各校の希望に合わせてアジア・ヨーロッパ等様々な国の外国人講師を派遣している。今後、英語教育と関連させて更なる充実を図る。

- ・小・中学生ホームステイ事業との連携

平成元年度から実施している事業である。市内小学校5年生以上の児童生徒と基地内米国人児童生徒を対象として、夏休みを利用し2泊3日ずつ計4泊6日の日程で相互にホームステイを行っている。今後、PTAとの連携も図りながら参加受け入れ家庭の増加を図る。

- ・ALTによる子ども英会話教室の実施

長期休業期間中に、小・中学生を対象とした英会話教室を開講する。外国語指導助手や英語指導助手及び英語が堪能な市民を講師として活用することで、英語による日常のコミュニケーションを広く学び、交流を深める機会とする。

- ・ A L T による T O E F L 講座等への協力

現在、三沢市国際交流協会が主催する T O E F L 講座等へは、外国語指導助手 1 名が助手として参加している。平成 1 7 年度より外国語指導助手が 2 名の配属となることで、さらに協力・交流の機会の増加を図る。

- ・ A L T による小学校英語研修講座の充実

毎年年間を通して 8 回程度行っているが、外国語指導助手が 2 名になることで、さらに回数の増加や内容の充実を図る。

別紙

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 構造改革特別区域の運用を受けようとする者

三沢市立全小学校

3 当該規制の特別措置の運用の開始日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体 三沢市

(2) 事業が行われる区域 三沢市立全小学校

(3) 事業の実施期間 平成18年度から実施

(平成25年度に事業の評価・見直しを実施)

(4) 事業により実現される行為や整備される施設等

小学校全学年の教育課程に「英語活動科」を新設する。第1学年は年間34時間、第2学年以上の学年は年間35時間設定し、全クラス週1回の「英語活動科」の授業を実施する。また、英語指導助手を各クラス年間最大30時間派遣し、学級担任と英語指導助手による授業を行う。国際理解教育に関わる外国人講師の派遣も、「英語活動科」の時間の範囲内で行う。(平成18年度から市内全校で実施する。ただし、小学校第1学年及び第2学年の授業時数については、平成18年度から19年度を移行措置期間とする。)

中学校全学年の教育課程に「選択教科等に充てる授業時数」を活用して、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る内容の授業を設定する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例の規制措置の必要性

現行の学校教育法施行規則及び小学校学習指導要領では、総合的な学習の時間の中で、各学校が創意工夫し、国際理解教育の一環として、外国語会話の体験的な学習を行うことができる。それは総合的な学習の時間のねらいである「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考える力の育成」「学び方やものの考え方を身に付け、主体的、創造的に取り組む態度の育成」を目指した学習である(英語活動)。

しかし、どの程度の時数を使って、どのような目標や内容で、どのような指導計画や指導方法で取り組むかは、各学校に任されている。したがって、これまでの実践の成果と課題を共通理解し、各学年年間十数時間の指導計画を整備しながら児童の学びをカリキュラムとして積み重ねている学校と、英語活動が年間数時間しか行われず、指導計画の整備が不十分で学びの積み重ねが十分に行われていない学校とでは、その実践内容においても、児童の学びの実態においても、かなりの差がある状況である。また、小学校1・2年生については、現行の学習指導要領の中で英語活動を行うこと

は困難である。

三沢市が実施しようとする小学校における英語教育は、国際社会の中で日本人としての自覚を持ち、主体的に生きていく上で必要な資質や能力、すなわち異文化理解、共生力、自己の確立、英語によるコミュニケーション能力を養うことである。英語を母語とする英語指導助手の生の英語に触れることにより、英語によるコミュニケーションの楽しさを十分味わい、ヒアリング能力及び発音やリズムを重視したスピーキング能力を身に付け、外国人と臆することなくコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育てるものである。また、それは、文部科学省が打ち出している「英語が使える日本人」の育成のための行動計画の中の「国際理解教育の推進」「国際交流の推進」「英語を使う機会の充実」も図られ、「英語学習のモチベーションの向上」の実現にもつながるものである。

このような英語教育を全ての児童のために実現するためには、教育課程の編成及び教育課程の基準に特例措置を設け、小学校における英語活動を体系的に実施するために教科として「英語活動科」を新設する必要がある。

なお、関連事業として、中学校においても実践的なコミュニケーション能力を高めるため、「選択教科等に充てる授業時数」を活用して、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る内容の授業を実施し、小学校と連携した英語教育を行う。

(2) 要件適合性を認めた根拠

三沢市は、第3次三沢市総合開発計画の基本理念と目指すべき都市像「安らぎと潤いのある国際色豊かな文化都市 - ハートフル みさわ - 」を掲げ、本市の恵まれた国際色、自然、歴史・文化を最大限に活用し、人間性豊かに生きがいのある個性的で文化的な「心ゆたかなまちづくり」の実現を目指し、行政、市民、三沢国際交流協会等が連携し、様々な事業を展開している。

今後、さらに国際交流活動を推進していくためには、「国際感覚を身に付け、国際社会に貢献できる青少年の育成」が不可欠である。そのためには、小学校段階から英語教育を導入し、感受性豊かな子ども達が授業の中で直接生きた英語と触れ合い、慣れ親しむ活動が必要である。そして、規制の特例を導入し、学習指導要領に示されていない「英語活動科」を市内の全小学校が実施することは、「学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養う」という教育基本法第2条、また、「国際協調の精神を養う」という学校教育法第18条第2項に通じるものである。

こうした、外国人と臆することなくコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育てるための英語教育は、国際社会で活躍できる日本人の育成につながる。また、21世紀の日本を担っていく子ども達が、国際共通語である英語によるコミュニケーション能力を身に付けることは、日本が世界の中で理解され、信頼され、国際的地位を高め、より一層発展していくためにきわめて重要である。三沢市のこうした取組は、県内、北東北地方はもとより、全国への波及効果がある。

以上のように本特区は、教育基本法及び学校教育法に示す教育の目標と合致するものであり、子ども達に国際感覚を身に付けさせたいという三沢市民の期待に応え「国際感覚を身に付け、国際社会に貢献できる青少年の育成」の実現に向けて、特区として小学校から英語教育を実施する必要があると認める。

(3) 取り組みの期間

小学校1年生から小学校6年生までの児童を対象に、平成18年度から開始する。なお、小学校第1学年及び第2学年の授業時数については、平成18年度から19年度を移行期間とする。(完全実施は平成20年度から。)

平成25年度には、完全実施の「英語活動科」の学習に取り組んだ小学校1年生が小学校を卒業するので、これを一つのサイクルとして事業の評価・見直しを実施する。

特例の認可が適用されるまでは、三沢市小・中学校英語教育推進委員会を設置し、小学校英語活動科の目標及び内容、指導上の留意点等について示した学習指導指針を作成する。同時に、各学校において適用開始と同時に授業が開始できるよう諸計画等の整備を行うとともに、現在行われている英語活動の授業を通して実践研究を行い研修を深めておく。

(4) 教育課程の基準によらない部分

全学年に「英語活動科」を設定し、週1回の授業を実施する。

第1学年は年間34時間、第2学年は年間35時間、現在の授業時数に加えて「英語活動科」を行う。

第3学年以上は、年間35時間の「英語活動科」を設定し、総合的な学習の時間は、現行の第3学年及び第4学年の年間105時間を70時間に、第5学年及び第6学年の年間110時間を75時間とする。

総合的な学習の時間の内容は、各学校が創意工夫を凝らして行うものであり、英語活動を市内全小学校で効果的かつ継続的に取り組むためには、総合的な学習の時間ではなく、学校教育法施行規則及び学習指導要領の教育課程の基準の特例を導入し、教科としての「英語活動科」を位置付けることが必要である。

なお、第3学年以上の総合的な学習の時間を35時間削減し「英語活動科」の時間として充てるのだが、この学習の中で行われる英語による主体的な表現活動やコミュニケーション活動等は、豊かな国際感覚を養い、国際社会に主体的に生きる力を育むものであるため、時数削減が行われても、総合的な学習の時間の「自ら学び、自ら考える力の育成」「主体的、創造的に取り組む態度の育成」というねらいは十分に達成されるものである。

ただし、第1学年及び第2学年の授業時数については、平成18年度から19年度を移行措置期間とする。英語活動はこれまで第3学年以上の総合的な学習の時間を中心に行われてきたが、低学年においては実践を行う時間がほとんど確保できなかった。したがって、各校の実践も少なく、平成18年度から実施するには計画等の準備が不十分と考えられる。そこで移行期間を設けることで、各校のこれまでの実績をもとに年間計画等を整備し、平成20年度の完全実施に備えられるようにした。

移行期間の授業時数については、第1学年は「英語活動科」を年間14時間新たに設定し、総授業時数を796時間とする。また、同様に、第2学年は「英語活動科」を、年間15時間新たに設定し、総授業時数を855時間とする。

完全実施後は、第1学年の「英語活動科」は20時間増の34時間とし、総授業

時数を 8 1 6 時間とする。同様に、第 2 学年の「英語活動科」も 2 0 時間増の 3 5 時間とし、総授業時数を 8 7 5 時間とする。

(5) 計画初年度の教育課程の内容等

教育内容

歌、動作、ゲーム、クイズ、ロールプレイ、スキット、視聴覚教材などの音声を中心とした英語活動を通して、聞くこと・話すことなどの実践的能力を養い、言葉や文化に対する興味・関心を高め、国際理解の基礎を培うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てることを目標とする。

活動の中で英語でのコミュニケーションに興味を抱き、その心地よさを感じ、もっと英語を使って相手に自分の思いを伝えよう、相手のことを理解しようとする。そして、自他共に認め合い、個性を発揮し、自己の確立を図っていく。

そういう態度を育てることこそが、「英語活動科」のねらいである。

第 1 学年 英語のリズムや音声に親しむ(あいさつ、ものの名前、外国の行事や習慣、歌、遊び)

第 2 学年 英語のリズム、抑揚、音などに慣れる(あいさつや受け答え、人とのふれあい、外国や日本の行事や習慣、歌、遊び)

第 3 学年 英語の音やアクセント、リズム、抑揚などに注意して聞き、話す(身近でかんたんな会話や物語を着きり解する、学習した英語を使って話す)

第 4 学年 日常生活上の簡単な会話を聞いたり、簡単な表現を使って応答したりする(物語を聞いて、あらすじを理解する、アルファベットを読む)

第 5 学年 身近な会話や簡単な物語を聞いて理解する(身近なことを聞いたり話したりする、簡単な英語を読む、アルファベットを書く、外国や日本の生活や習慣について調べる)

第 6 学年 文字や身振りなども活用しコミュニケーションを図る(知っている語を使いスピーチする、基礎的な分の書き写し、メッセージなどの構成、歌や劇を発表する)

なお、教科書の使用は現在のところ予定していない。

指導方法

学級担任が主となり、英語指導助手とのチーム・ティーチングの授業を実施する。したがって、事前の打ち合わせの時間を確実に確保し、指導のねらいを明確にして授業に臨む。英語指導助手に任せきりの授業にはしない。

なお、児童の負担過重とならないように音声や身体表現等による「聞く、話す」活動を中心に行う。高学年では、児童の興味や意欲の高まりを考慮して「読む、書く」活動も取り入れる。また、転入児童に対しては、学習の中で配慮していくか個別指導で対応していくかを、児童の実態や状況により検討し対応する。

授業時数表（学校教育法施行規則 別表第1（第24条の2関係））

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数	
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育					英語活動
第1学年	272	/	114	/	102	68	68	/	90	34 14	34	34	/	816 796
第2学年	280	/	155	/	105	70	70	/	90	35 15	35	35	/	875 855
第3学年	235	70	150	70	/	60	60	/	90	35	35	35	70	910
第4学年	235	85	150	90	/	60	60	/	90	35	35	35	70	945
第5学年	180	90	150	95	/	50	50	60	90	35	35	35	75	945
第6学年	175	100	150	95	/	50	50	55	90	35	35	35	75	945

上・下段両方に数字があるものについては、上段が特例の規制措置が完全実施となった場合（平成20年度以後）の授業時数、下段が移行措置期間中（平成18年度～19年度）の授業時数を表す。

（6）教育評価等

英語活動科における評価についての基本的な考え方

教科として位置づけた「英語活動科」では、学習目標とともに、到達目標が必要になってくる。したがって、学習過程に関わる児童の関心・意欲・態度、コミュニケーション能力、言葉や文化への理解などの状況について、各学年の目標に照らして評価指標を作成し、評価をする必要がある。

評価については、三沢市小・中学校英語教育推進委員会において、大まかな評価規準を作成し、指導計画事例集に含めて示していく。

評価の観点

評価を適切に行うためには、評価の観点を明確にする必要がある。評価の観点としては、次の項目が考えられる。

学習への関心・意欲・態度 話すこと・聞くこと的能力 言葉や文化への理解

評価の方法

評価を行う場合は、毎授業後、ひとまとまりの単元の後、学期末及び年度末など、それぞれの時期に行う評価のねらいを明確にし、総合的に評価する。なお、当面は数値による評定については行わず、記述による評価を行う。

ア 学級担任による観察評価

イ 英語指導助手による面接法による評価

ウ 児童の自己評価

エ 児童相互に評価し合う相互評価

評価規準の見直し

各校において、実践を通して指導方法の工夫・改善や指導と評価の一体化に努め、評価規準の見直しを図っていく。各校での見直しを反映させ、三沢市小・中学校英語教育推進委員会において検討し、指導計画事例を改訂していく。

児童英検等の活用

日頃の学習の成果を客観的に評価し、さらに学習の意欲付けとなるよう、英語活動に即したリスニングとスピーキング中心の児童英検等の検査を活用する。

教師によるカリキュラム評価

各校において、目標及び内容、教材等を含めたカリキュラム評価を行い、三沢市小・中学校英語教育推進委員会において検討し、その評価結果を反映させ、よりよい指導計画事例の整備に活かしていく。